

担当者としておさえておくべきポイントをわかりやすく解説

人事・労務担当者のための 「社会保険・労働保険の手続き・届出の実務」

社会保険・労働保険の事務手続きは、企業運営において重要であるにもかかわらず、体系的に学ぶ機会は多くありません。本セミナーでは、現在担当しているものの理解に不安がある方や、これから担当者になる方にもご理解いただけるよう、わかりやすく解説します。

実務において「知っておくべき」知識を整理し、日常業務に活かせる内容をお伝えします。

日時 2027年2月17日(水)
10:00～16:30

会場 四日市商工会議所

受講料 特別会員 12,100円(税込)
一般会員 23,100円(税込)
非会員 33,000円(税込)



講師 社会保険労務士法人
若林労務経営事務所
若林 正幸 氏

三重県四日市市生まれ。2013年 早稲田大学教育学部数学科卒業。15年 早稲田大学大学院基幹理工学研究科修士課程修了(理学修士)。17年 社会保険労務士法人 若林労務経営事務所 入社。19年5月 社会保険労務士登録。19年2月 社会保険労務士法人 名南経営入社(21年8月退社)。23年5月 社会保険労務士法人 若林労務経営事務所 次長に就任、現在に至る。

1 社会保険・労働保険

- (1)社会保険・労働保険の概要
- (2)社会保険・労働保険の加入手続き
- (3)社会保険・労働保険の事務手続き一覧
- (4)社会保険の加入基準(2024年10月施行)

2 労災保険(業務災害)

- (1)業務災害の認定基準
- (2)業務災害の認定における具体的判断
- (3)業務上の疾病
- (4)事故の際の具体的手続き
- (5)精神疾患と労災保険

3 労災保険(通勤災害)

- (1)通勤災害の概要
- (2)通勤の定義と逸脱・中断
- (3)通勤の定義に関する解釈と判断事例
- (4)事故の際の具体的手続き

4 労災保険における通勤災害保護制度の拡大

- (1)2以上勤務者の事業場間移動
- (2)単身赴任者の住居間移動

5 雇用保険

- (1)65歳以上への適用拡大
- (2)基本手当の所定給付日数
- (3)自己都合退職と解雇における給付内容の違い
- (4)高齢求職者給付金
- (5)雇用継続給付

6 社会保険(健康保険の被扶養者)

- (1)被扶養者の範囲
- (2)生計維持関係
- (3)具体的な手続き

7 社会保険(標準報酬月額決定・改定)

- (1)資格取得時決定
- (2)定時決定
- (3)随時改定
- (4)育児休業等を終了した際の改定

8 社会保険(給付手続き)

- (1)傷病手当金(2022年1月施行)
- (2)出産手当金
- (3)支給額の算定方法

9 退職者の年金・医療保険

- (1)退職後の医療保険
- (2)雇用保険の手続き
- (3)年金裁定請求の手続き

10 定年退職者の年金・雇用保険

- (1)継続再雇用者の標準報酬月額決定の特例
- (2)在職老齢年金(2022年4月施行)
- (3)在職老齢年金と高齢雇用継続給付との併給調整

※プログラムの詳細は変更となる場合がございますので、ご了承ください。

お申込みはWEBサイトからどうぞ
セミナー最新情報もご覧いただけます

https://www.hri105.co.jp/seminar_event/detail/?id=483



【個人情報の取り扱いについて】

お客様の個人情報は、セミナーの運営管理および弊社サービスに関するご案内のほか、利用目的の範囲内で利用させていただきます。なお、個人情報の取扱いおよび利用目的の詳細は弊社ホームページ(<https://www.hri105.co.jp/info/privacy.html>) をご覧ください。